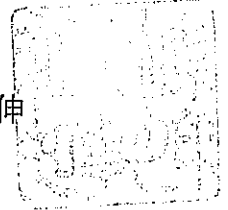


管 第 1 5 0 号
平成22年 5月14日

市民オンブズマン わかやま
代表 阪本康文様
代表 松井和夫様

和歌山県知事 仁坂吉伸



県有資産所在市町村交付金賦課・徴収懈怠損害金回復等に関する
公開質問状への回答について

平成22年4月27日付けで提出のあった標記の公開質問書について、下記のとおり回答いたします。

記

「和歌山ビッグ愛」は、平成10年12月2日から供用を開始し、行政財産の使用者からは、和歌山県使用料及び手数料条例第2条（別表1）に基づき、適正に行政財産使用料を徴収しております。

国有資産等所在市町村交付金は、公法上の債権であり5年の時効となっていることから、平成12年度から14年度までの分につきましては、国有資産等所在市町村交付金法第11条に基づく交付金の交付請求がなされておられません。

和歌山ビッグ愛以外の県有施設にかかる同交付金の状況につきましては、現在、全庁的な調査を実施しているところであり、調査結果につきましては、まとまり次第お示しいたします。